

土壤汚染対策法、施行規則対照表[平成31年4月1日施行後]

<p>土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)</p>	<p>土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号)</p>
<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。 第二条 略</p>	
<p>第二章 土壤汚染状況調査 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査) 第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。)であつて、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。 2～6 略</p>	<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査) 第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。 一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設(法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置していた者である場合(同項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日 二 当該土地の所有者等が法第三条第三項の通知を受けた者である場合(法第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該通知を受けた日 三 法第三条第一項ただし書の確認が取り消された場合 第二十一条の通知を受けた日 2・3 略  第二条～第十五条 略  (人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認) 第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類 四 確認を受けようとする土地の場所 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法 2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地</p>

<p style="text-align: center;">土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)</p>	<p style="text-align: center;">土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号)</p>
<p>7 <u>第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの</u>  二 <u>非常災害のために必要な応急措置として行う行為</u></p>	<p>及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、<u>第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。</u></p> <p>一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。</p> <p>二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。</p> <p>三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）（<u>第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。</u>）であること。</p> <p>4・5 略</p> <p>第十七条～第二十一条 略</p> <p><u>（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）</u>  <u>第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。</u></p> <p>第二十一条の三 法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u>  二 <u>法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</u>  三 <u>土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</u>  四 <u>土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ</u></p>

<p style="text-align: center;">土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)</p>	<p style="text-align: center;">土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号)</p>
<p>8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。</p>	<p>(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為)</p> <p>第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更</p> <p>二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更</p> <p>イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。</p> <p>ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。</p> <p>ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。</p> <p>(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)</p> <p>第二十一条の五 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる土地の場所</p> <p>二 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限</p> <p>(法第三条第八項の命令に係る報告)</p> <p>第二十一条の六 法第三条第八項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 法第三条第八項の命令を受けた年月日</p> <p>三 土壌汚染状況調査を行った場所</p> <p>四 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>六 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項</p> <p>七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p> <p>八 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</p> <p>2 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象とし</p>

<p style="text-align: center;"><b>土壌汚染対策法</b> (平成十四年法律第五十三号)</p>	<p style="text-align: center;"><b>土壌汚染対策法施行規則</b> (平成十四年環境省令第二十九号)</p>
<p>(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)</p> <p>第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更</p> <p>二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p> <p>三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、<u>指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。</u></p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。</p> <p>第五条～第二十七の四 略</p> <p><u>(国等が行う汚染土壌の処理の特例)</u></p> <p><u>第二十七条の五 国又は地方公共団体（港湾法（昭和（新設）二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壌の処理の事業についての第二十二條第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があつたものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</u></p> <p>第二十八条以下 略</p>	<p><u>なかつた深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。</u></p> <p>(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)</p> <p>第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。<u>ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。</u></p> <p>第二十三条以下 略</p>